



基本計画



# 01 施策の体系

## 1 施策の体系

基本計画では、将来像である「水と緑のパワースポット もりや ～持続・創造・進化するまち～」を目指して、まちづくりの3つの柱である「ひと」「地域自治」「くらしの基盤」のそれぞれについて、施策と実現のための取組を設定しています。

### 1.1 ひと

「ひと」では、守谷市に住まうあらゆる年代、多様な価値観の人々が互いに尊重し助け合いながら、心身ともに健康で生きがいや働きがいを実感できる暮らしを実感できるよう、多文化共生社会の実現、子育て支援、健康増進や福祉の充実、生涯学習の推進等と、新しい時代を担う子どもたちのための学校改革の推進等の施策を展開していきます。

### 1.2 地域自治

「地域自治」では、一人ひとりの個性や経験を生かして支え合い、身近な問題を解決して住みよいまちとなるよう、住民が知恵を出し合い地域力を発揮するためのしくみをつくり育てていく地域活動の推進や、市民のニーズに応える健全な行政運営等の施策を展開していきます。

### 1.3 くらしの基盤

「くらしの基盤」では、恵み豊かな自然と調和する便利で暮らしやすい街をつくるため、脱炭素社会<sup>\*</sup>の実現に向けた施策や災害をはじめとする様々な危機への備えと対応を進めつつ、将来にわたって活力を持続し魅力あふれるまちとなるよう、利便性の高い基盤整備、地場産業の活性化等を推進していきます。

将来像

水と緑の  
パワー  
スポット  
もりや  
く  
持続・創造・進化するまち  
く

柱

施策・あるべき未来の姿

ひと

1.子育て支援の充実

安心して子育てができるまちを実現

2.教育改革の推進

教育改革による充実した学校教育の実現

3.生涯学習の推進

こどもからおとなまで元気に学び 活躍できるまちを実現

4.人権の尊重と多文化共生社会の実現

一人ひとりの人権が守られ多様な文化が共生する社会を実現

5.高齢者福祉の充実

高齢者が安心して暮らし社会参加や支え合い活動が活発になる

6.地域福祉の推進

誰もが身近な地域で助け合いながら安心して暮らせる

7.健康づくりの推進

みんなが健やかにいきいきと暮らせるまちの実現

地域自治

8.活気ある地域活動の推進

思いやりを持って知恵を出しあい身近な課題を解決していく

9.信頼できる行政運営の推進

市民のニーズに寄り添い信頼できる行財政運営

くらしの基盤

10.環境にやさしい生活の創出

安定した基盤のもとに脱炭素社会を実現

11.防災・減災対策の充実

危機に対し強さとしなやかさでリスクを回避・低減する

12.市民生活の安全・安心の確保

市民生活の安全・安心が確保される

13.利便性の高い都市基盤の整備

身近な自然を保全・活用した快適で持続可能なまちを実現する

14.地場産業の活性化

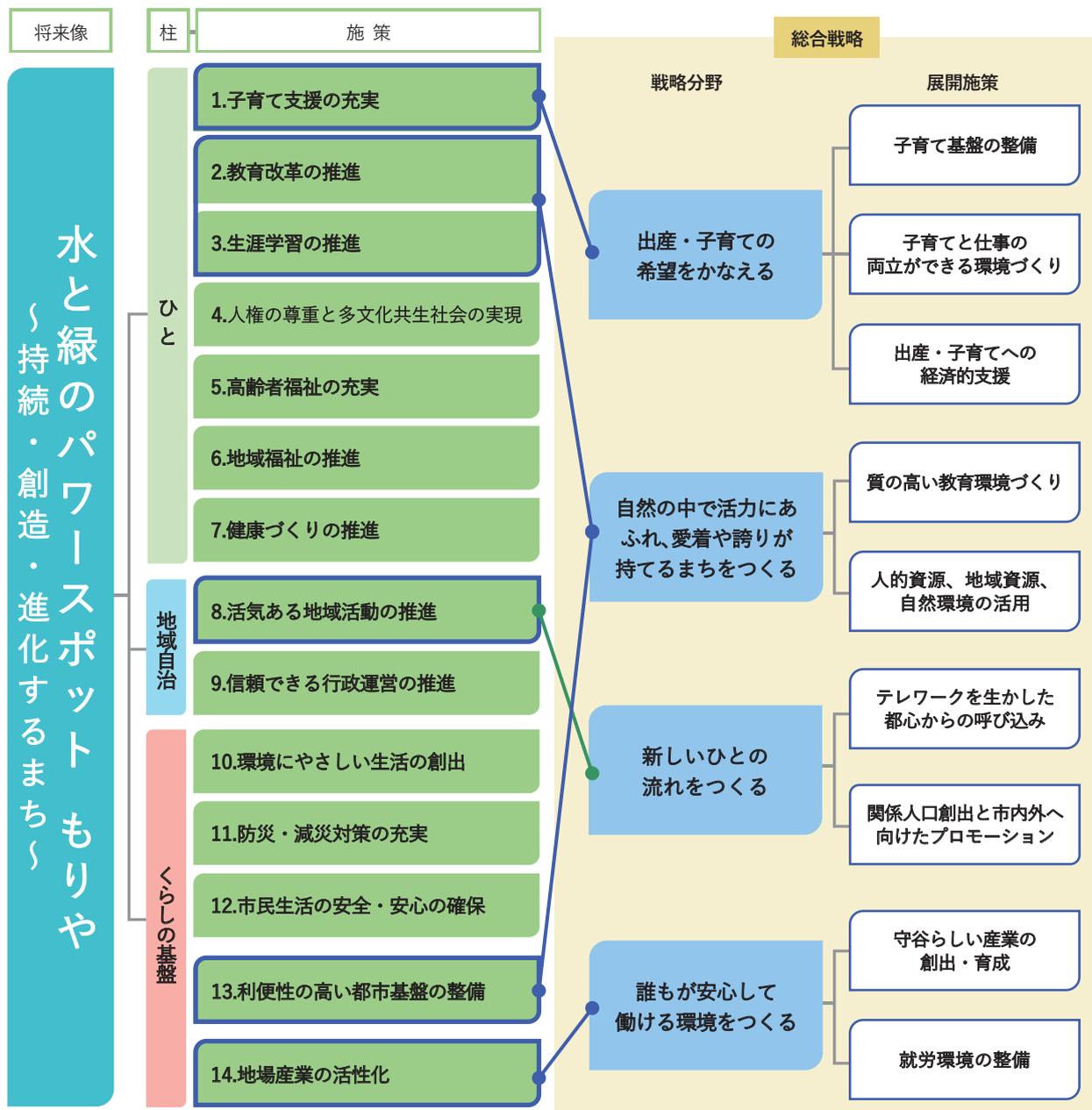
特色ある地場産業が活気づくとともに地域資源の魅力を展開する

## 実現のための取組

1.多様な保育サービスの提供 ★	2.子育ての経済的負担の軽減 ★	3.母子保健の充実 ★
4.安心して遊べる場の提供 ★	5.子育て不安の解消と交流の場の提供 ★	
1.確かな学力の育成	2.豊かな心を育む教育の推進	3.健康と体力を育む教育の推進
4.グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進 ★	5.地域とともにある学校づくり	6.学びを支える環境づくり
1.自主的な学習活動の支援と機会・場の提供	2.スポーツを楽しむ環境づくり	3.心の豊かさを育む芸術・文化の振興
4.歴史・文化資産の継承 ★		
1.人権尊重意識の向上	2.男女共同参画意識の向上	3.虐待などの人権問題の解消
4.国際交流の推進		
1.生きがいづくりの機会と社会参加の促進	2.高齢者の介護予防の推進	3.高齢者福祉サービスによる支援
4.介護保険制度の健全な運営	5.後期高齢者医療制度の健全な運営	
1.地域福祉活動の活性化	2.地域福祉活動の担い手育成と活動への支援 ★	3.セーフティネットによる自立支援
4.在宅生活への支援の充実	5.障がい児者の生活の場の確保	6.療育・相談の充実
7.医療費の経済的負担軽減	8.国民健康保険制度の安定運営	
1.健康的な生活習慣の推進	2.食育の推進	3.感染症の予防・拡大防止
4.地域医療体制の確保		
1.地域コミュニティの充実 ★	2.公益活動の促進	3.協働のまちづくりの推進 ★
4.シティプロモーションの推進 ★	5.広聴・情報公開の充実	
1.計画行政の推進	2.健全な財政運営の推進	3.収納率の向上
4.公有財産の有効活用と適切な管理	5.柔軟で効率的な組織運営	6.適正な人事管理と人材育成
7. ICT(情報技術)の活用	8.市民の利便性向上	
1.生活公害・産業公害の防止	2.ゼロカーボンシティの推進	3.環境保全活動の推進
4.ごみの減量化	5.再資源化への取組	6.廃棄物の適正処理
1.市民の防災意識の向上	2.災害時における行政による支援体制の強化	3.避難行動要支援者の避難支援
1.消防体制の強化	2.救命・救急体制の充実	3.市民による防火対策の充実
4.交通安全施設等の整備	5.交通安全意識の向上	6.防犯意識の向上
7.地域で行う防犯活動の推進	8.まちの防犯機能の充実	9.消費者の安全・安心の確保
1.コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり	2.土地の適切な規制と誘導	3.空家対策の推進 ★
4.美しい都市景観の形成	5.緑地の保全・活用 ★	6.公園・街路樹等の適正な維持管理
7.水道水の安定供給	8.汚水の安定処理	9.雨水の適正排水
10.健全な上下水道事業の経営	11.道路の適切な維持管理	12.未改良道路の整備
13.都市計画道路の整備		
1.農業の支援	2.商工業の発展	3.地域資源の有効的な活用 ★

## 2 重点プロジェクトの位置づけ

本総合計画では、総合戦略を重点プロジェクトとして位置付けています。この総合戦略を推進するための戦略分野は、以下に示す基本計画の施策と関連付けることができます。





## 02 施策と取組内容

(計画内容の見かた)

将来像を実現するための手段を示す「施策」の名称です。

「施策」が目指す「あるべき未来の姿」です。

将来像を実現するためのまちづくりの「柱」です。



「施策」を担う担当部署を示しています。「主管課」は施策全体の統括部署、「関係課」は該当する取組の実施部署を示しています。

主管課	関係課
のびのび子育て課	社会福祉課（こども療育教室）、保健センター、国保年金課、北園保育所、土塔中央保育所、すくすく保育課、生涯学習課

### 実現のための取組

「施策」を実現するための取組と主な内容です。

- |  |   |
|--|---|
| <p>1 多様な保育サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な保育ニーズへの対応</li> <li>保育人材の確保</li> </ul>  | <p>2 子育ての経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな経済的負担軽減策の検討</li> <li>ひとり親家庭に対する生活支援や自立の促進</li> </ul>                      |
| <p>3 母子保健の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>切れ目ない包括的支援体制<sup>※</sup>の強化</li> <li>子育てナビ<sup>※</sup>等による子育てに関する情報発信の充実</li> </ul>      | <p>4 安心して遊べる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安心できる子どもの居場所提供</li> <li>家族が目的ごとを楽しめる支援内容の充実</li> <li>安全に遊べる公園の維持管理</li> </ul> |
| <p>5 子育て不安の解消と交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育児に関する教室等の提供</li> <li>分かりやすい相談窓口の周知及び相談支援の充実</li> <li>子育て中の保護者間交流の促進</li> </ul> |   |

まちづくりにおいて市民や事業者に期待する役割、行政が果たすべき役割を掲げています。

### 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育ての第一義的責任が保護者にあることを自覚します。</li> <li>● 妊産婦乳幼児健診や予防接種を適正に受診します。</li> <li>● 妊産婦をあたたかく見守ります。</li> <li>● 地域とのつながりを大切にします。</li> <li>● 地域子育て支援センター等の子育て支援施設を積極的に利用します。</li> <li>● 相談機関を積極的に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な保育ニーズに対応できる保育サービスの拡充に努めます。</li> <li>● 保育人材の確保に努めます。</li> <li>● 妊娠・出産期の育児支援事業の充実に努めます。</li> <li>● 切れ目ない包括的支援体制の強化に努めます。</li> <li>● 子どもが安心して遊べる場、親子のふれあいの場を提供します。</li> <li>● 市民に分かりやすい子育て支援情報の発信に努めます。</li> <li>● 相談支援の機能充実に努めます。</li> </ul>

### 個別計画

「施策」に関する個別の計画です。

- 第2期子ども・子育て支援事業計画

あるべき  
未来の姿

安心して子育てができるまちを実現

## 中長期的に目指すゴール



1 貧困をなくそう  
 全ての人々が夢や希望を持てる社会を実現する

- ▶ 貧困による格差の解消
- ▶ 切れ目ない支援の充実



3 すべての人に健康と福祉を  
 全ての人々の健康的な生活を確保する

- ▶ 医療と福祉の包括的提供
- ▶ 精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
安心して子育てができるまちだと思う子育て世帯の割合	88.6%	90%
希望する保育所に入れなかった児童数 (認証保育サービス*利用者を除く)	132人	0人

## 現状と課題

- 核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化等から、子育てに不安や負担を感じる保護者、地域社会から孤立してしまう家庭が増加しています。妊娠期から子育て期において切れ目ない包括的な支援を提供できるように、関係機関との体制強化を図る必要があります。
- 保護者の孤立を防ぐために、子育て中の保護者同士が交流する場や、気軽に相談できる場を提供しています。今後も市民に分かりやすい子育て情報の発信が必要となります。
- 新規保育所の開設により、希望する保育所に入れなかった児童数は減少しています。しかし、全国的な保育士不足により、定員まで受け入れることができない保育所が見受けられます。今後も保育人材の確保に向けた対策が必要となります。
- 保護者の働き方や家族形態の多様化により、保育ニーズに変化が見られます。安心して就労できるように、保育サービスやファミリーサポートセンター等の預かり機能の充実を図っていく必要があります。
- 児童クラブは計画的な施設整備を行っており、待機児童\*ゼロを継続しています。今後も住宅開発により利用者数の増加が予想されることから、民設民営児童クラブの誘致を含めて、整備を継続していく必要があります。
- 地域子育て支援センターや児童センター等、子どもが安心して遊べる場所を提供しています。今後は、目的ごとに家族が楽しく参加できるよう施設内のイベントを工夫し、世代間交流、父親の育児参加促進、食育\*等、支援内容の充実に向けた取組が必要です。
- 出産・育児・医療費について経済的負担軽減事業を行っていますが、今後新たな経済的支援施策の決定があった場合には、迅速な対応が必要となります。

主管課	関係課
のびのび子育て課	社会福祉課（こども療育教室）、保健センター、国保年金課、北園保育所、土塔中央保育所、すくすく保育課、生涯学習課

## 実現のための取組

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>1 多様な保育サービスの提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 多様な保育ニーズへの対応</li> <li>▪ 保育人材の確保</li> </ul>  | <p><b>2 子育ての経済的負担の軽減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 新たな経済的負担軽減策の検討</li> <li>▪ ひとり親家庭に対する生活支援や自立の促進</li> </ul>                        |
| <p><b>3 母子保健の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 切れ目ない包括的支援体制<sup>*</sup>の強化</li> <li>▪ 子育てナビ<sup>**</sup>等による子育てに関する情報発信の充実</li> </ul>       | <p><b>4 安心して遊べる場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 安心できる子どもの居場所提供</li> <li>▪ 家族が目的ごとに楽しめる支援内容の充実</li> <li>▪ 安全に遊べる公園の維持管理</li> </ul> |
| <p><b>5 子育て不安の解消と交流の場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 育児に関する教室等の提供</li> <li>▪ 分かりやすい相談窓口の周知及び相談支援の充実</li> <li>▪ 子育て中の保護者間交流の促進</li> </ul> |  |

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育ての第一義的責任が保護者にあることを自覚します。</li> <li>● 妊産婦乳幼児健診や予防接種を適正に受診します。</li> <li>● 妊産婦をあたたく見守ります。</li> <li>● 地域とのつながりを大切にします。</li> <li>● 地域子育て支援センター等の子育て支援施設を積極的に利用します。</li> <li>● 相談機関を積極的に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な保育ニーズに対応できる保育サービスの拡充に努めます。</li> <li>● 保育人材の確保に努めます。</li> <li>● 妊娠・出産期の育児支援事業の充実に努めます。</li> <li>● 切れ目ない包括的支援体制の強化に努めます。</li> <li>● 子どもが安心して遊べる場、親子のふれあいの場を提供します。</li> <li>● 市民に分かりやすい子育て支援情報の発信に努めます。</li> <li>● 相談支援の機能充実に努めます。</li> </ul>

## 個別計画

- 第2期子ども・子育て支援事業計画

あるべき  
未来の姿

## 教育改革による充実した学校教育の実現

## 中長期的に目指すゴール



## 包摂的で質の高い教育を普及する

- ▶生涯を通して学びへの希望を高水準で実現
- ▶持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合(小6、中3)	80.0%	90%
学校が楽しいと思う児童生徒の割合(小6、中3)	83.8%	90%

## 現状と課題

- 守谷型カリキュラム・マネジメント\*により児童生徒及び教職員にゆとりの時間が生まれ、学びの質の保障や働き方改革につながっています。引き続き、様々な観点から教職員の働き方改革を推し進める必要があります。
- 児童生徒の個々の課題に応じた学習指導を充実させ、学力の向上を図るために小学校1、2年生と中学校1年生に学習支援ティーチャー\*を配置しています。また、サタデー学習支援教室\*を開催し、希望する小学校高学年児童に個別指導を行っています。
- 小学校高学年の授業において、専門性を有する教職員が教科指導(理科・音楽・図画工作)に当たることで授業の質の向上、学力の向上につながっています。
- 中央図書館と学校図書館の連携を深めるため、統括職員を中心に、読書・学習・情報の3機能が充実した学校図書館への転換を進めています。
- グローバル人材\*の育成の観点から、児童生徒の英語力・コミュニティ能力の向上を図るため、各校にALT\*を配置しています。オンライン英会話や英語技能検定への助成制度を導入し、英語教育の推進を図ります。
- プログラミング教育\*については、発達段階に応じたカリキュラムを作成し小中学校の連続した学びの実現に努めています。また、児童生徒の学力向上につなげるため、授業の中でICT\*を効果的に活用し、教職員の授業支援を行っていく必要があります。
- 「いじめ対策指導員」を総合教育支援センターに配置し、いじめへの適切かつ迅速な対応をしています。
- 学校では、児童生徒の体力向上のため、実態に応じた食育指導や体力づくりを行っています。
- 学校施設については、老朽化の状況と今後の児童生徒数の動向等を踏まえ、児童生徒が安心して学び、生活できる環境を整えるため、学校施設の計画的な改修を行っています。
- 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校と保護者や地域が連携した見守りなどの安全対策を強化することが必要です。
- 豊富な地域人材の活用により、児童生徒の学びを豊かにするため「もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク\*」を設立しました。各地区のまちづくり協議会と学校が円滑に連携できるよう、コーディネート機能の強化を図る必要があります。

主管課	関係課
学校教育課	市民協働推進課、保健センター、教育指導課、生涯学習課、学校給食センター、中央図書館

## 実現のための取組

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 確かな学力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>守谷型カリキュラム・マネジメントの継続</li> <li>学習支援ティーチャーズの配置</li> <li>市費負担教科担任<sup>*</sup>の配置</li> <li>学校図書館を活用した読書活動の推進</li> <li>サタデー学習支援教室の実施</li> </ul> | <p>2 豊かな心を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育の推進</li> <li>いじめ防止対策の推進及び不登校対策の実施</li> <li>情報モラル教育の推進</li> </ul>                              |
| <p>3 健康と体力を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊ゆうタイムの活用など子どもの体力向上の推進</li> </ul>  | <p>4 グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ALT 活用による外国語教育の推進</li> <li>ICT を活用した教育の推進</li> <li>キャリア教育<sup>*</sup>の推進</li> </ul> |
| <p>5 地域とともにある学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域と連携した学校運営と教育活動の推進</li> <li>地域への授業公開と積極的情報発信</li> <li>教育活動における地域人材の有効活用</li> </ul>  | <p>6 学びを支える環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員のICT活用能力及び資質の向上</li> <li>学校における働き方改革の推進</li> <li>学校施設等の教育環境の整備</li> <li>部活動指導員配置の推進</li> </ul>    |

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒は自ら主体的に学び、考え、行動します。</li> <li>● 保護者は、あいさつや手伝い等を通して子どもの社会性を育むとともに、基本的な生活習慣の確立に努めます。</li> <li>● 保護者は、学校の方針を理解し、保護者のできることは積極的に協力します。</li> <li>● 地域等は、児童生徒の健全育成のために、地域人材の経験や技術等を積極的に提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の自主性を高める学校教育を推進します。</li> <li>● 児童生徒の人間性・社会性を高める教育を推進します。</li> <li>● 児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育を推進します。</li> <li>● 地域と連携した学校運営・教育活動、児童生徒の見守りを推進します。</li> <li>● 教職員の指導力向上に向けた環境を整備します。</li> <li>● 学校の適正配置など、児童生徒にとって望ましい教育環境を整備します。</li> </ul>

## 個別計画

- 学校教育改革プラン
- 学校教育改革プラン（第一次～第三次）
- 学校施設長寿命化計画
- 守谷市教育大綱

あるべき  
未来の姿

こどもからおとなまで元気に学び 活躍できるまちを実現

## 中長期的に目指すゴール

3  
すべての人に  
健康と福祉を

全ての人の健康的な生活を確保する

- ▶医療と福祉の包括的提供
- ▶精神的・身体的に健康な生活を確保

4  
質の高い教育を  
みんなに

包摂的で質の高い教育を普及する

- ▶生涯を通して学びへの希望を高水準で実現
- ▶持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
直近1年間で生涯学習に取り組んだ市民の割合(※1)	37.4%	45%
成人の週1回以上のスポーツ実施率(※2)	31.3%	50%

※1 令和2年度までは「日ごろから生涯学習に取り組む市民の割合」

※2 令和2年度までは「日ごろからスポーツを行っている市民の割合」

## 現状と課題

- 公民館・図書館において積極的に生涯学習を推進し、市民の活発な学習・実践活動を支援しています。情報化社会等が進展する中で、あらゆる場所・時間・方法で、全世代が切れ目なく学び続けることができる環境づくりが必要であり、「新しい日常、新しい生活様式」に対応した、オンラインを活用した情報発信や講座等の提供など、柔軟性のある取組が必要です。
- 市民の学びや活動を支える人材の確保が課題となっています。生涯学習活動において、知識や経験、学びの成果を生かせる機会の充実と人材の発掘・育成が必要です。
- 図書資料の貸出数が増加傾向にあり、市民の豊かな暮らしや地域の活性化に役立っています。多様化する市民のニーズへの対応や、次代を担う子どもたちの豊かな心を養うため、幅広い資料の収集や読み聞かせ等の読書機会の充実、読書活動の推進に継続して取り組むことが必要です。
- 公民館・図書館等の施設・設備の効果的な長寿命化を図るため、充実した学習環境を享受できる施設の在り方を追求することが必要です。
- 茨城国体、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にスポーツへの関心が高まっています。日常の中でスポーツに親しむことが習慣化する「スポーツ・イン・ライフ」を目指した取組や、一般社団法人守谷市スポーツ協会との連携による市民の健康・体力づくりを推進し、成人のスポーツ実施率向上に取り組むことが必要です。さらに、子どもたちのスポーツ活動への支援強化、指導者育成を図るとともに、部活動指導の地域移行にも取り組む必要があります。
- 市民の芸術・文化活動は、心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものです。世代を問わず日常的に音楽、美術、伝統芸能等に触れる機会を提供するため、守谷市文化協会のほか、市内・近隣のアーティストとの連携等新たな取組が必要です。
- 市内には県、市指定文化財があり、埋蔵文化財包蔵地が点在しています。文化財巡りの実施や守谷城址周辺の資源をまちづくりに生かすなど、郷土を知るとともに、保存・活用しようとする意識の高揚を図り、後世に継承していくことが必要です。

主管課	関係課
生涯学習課	中央図書館

## 実現のための取組

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 自主的な学習活動の支援と機会・場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 学習機会と交流の場の提供</li> <li>▪ 学びと活動を支える人材の確保</li> <li>▪ 図書館サービスの充実</li> <li>▪ 子ども読書活動の推進</li> <li>▪ 計画的な生涯学習関連施設の整備</li> </ul> | <p>2 スポーツを楽しむ環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ スポーツを気軽に楽しめる機会の創出</li> <li>▪ 子どものスポーツ活動の推進</li> <li>▪ スポーツにかかわる組織の育成と連携・協働の推進</li> <li>▪ スポーツを活用した地域活性化</li> </ul> |
| <p>3 心の豊かさを育む芸術・文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 芸術・文化に触れる機会の充実</li> <li>▪ 芸術・文化活動の支援</li> </ul>   | <p>4 歴史・文化資産の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 歴史・文化財を知る機会の提供</li> <li>▪ 歴史的資源を活用したまちづくりの推進</li> </ul>   |

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「学びたい」「知りたい」という意欲を持って、学びや活動の場に参加します。</li> <li>● 学んだ成果を他の人や地域に広げ、互いに「できること」を生かします。</li> <li>● 子どもたちが本に触れる時間を確保し、読書習慣を養います。</li> <li>● 運動・スポーツに継続的に取り組み、心身の発達、健康・体力を保持します。</li> <li>● 子どもたちのスポーツ、芸術・文化活動を地域全体で応援します。</li> <li>● 芸術・文化の鑑賞や活動に積極的に参加します。</li> <li>● 歴史や伝統文化、自然などの資源に興味を持ち、文化財を大切にします。</li> <li>● 市内に保有されている文化財の情報を行政に提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の自主的な学びや活動の支援に努めます。</li> <li>● 子どもたちの健やかな成長に向けて、家庭教育、青少年健全育成、スポーツ・芸術・文化活動の支援に努めます。</li> <li>● 読書に親しむ機会を提供し、読書活動の充実に努めます。</li> <li>● 生涯学習関連施設を計画的に整備し、安全な学習環境の提供に努めます。</li> <li>● 心身の健康増進に向けて、気軽にできる運動・スポーツの実施を促進します。</li> <li>● 優れた音楽や伝統芸能等を鑑賞する機会を提供するとともに、ホール等の民間活力導入を検討し、芸術・文化活動の活性化に努めます。</li> <li>● 歴史や文化財を知る機会を提供し、貴重な文化資産の保護・活用に努めます。</li> </ul>

## 個別計画

- 第四次守谷市子ども読書活動推進計画
- 文化財保護計画
- 守谷市公民館個別施設計画
- 守谷中央図書館個別施設計画

あるべき  
未来の姿

一人ひとりの人権が守られ多様な文化が共生する社会を実現

## 中長期的に目指すゴール

ジェンダー<sup>\*</sup>に基づく差別に  
終止符を打つ

- ▶女性活躍社会の実現
- ▶基本的人権の遵守



貧困をなくし不平等を是正する

- ▶様々なサービスへの平等なアクセスを実現



持続可能で平和な社会を構築

- ▶暴力や犯罪のない社会の実現
- ▶個人の権利保護の確立

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
人権が尊重されているまちだと思う市民の割合	72.2%	75%

## 現状と課題

- 「守谷市人権施策推進基本計画」に基づき、市民、事業者及び団体等と連携し、人権尊重の教育や啓発を行い、人権問題を知識として学ぶだけでなく、人権への配慮、態度や行動に現れるような人権感覚を育成する必要があります。それぞれの多様性を認めあう社会づくりに取り組む必要があります。
- 「守谷市第三次男女共同参画推進計画」に基づき、広報等による啓発活動や講座、研修を継続的に実施していくことで、男女共同参画意識のさらなる向上を図ります。また、性的マイノリティ<sup>\*</sup>を正しく理解することにより、いきいきとした共生社会づくりに取り組む必要があります。
- あらゆる人に対する虐待やパートナーへの暴力(DV)の撲滅のため、啓発・周知活動に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、虐待等の未然防止や早期解決を図ります。また、児童虐待の対応については、子ども家庭総合支援拠点の関係機関と連携し、子どもたちが安心安全な生活が送れるよう、家庭内の環境調整に取り組んでいきます。
- 高齢者の権利擁護業務<sup>\*</sup>は、地域包括支援センターと市の連携の下、適切に対応しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた姉妹都市交流事業や守谷市国際交流協会の事業については、今後の国際交流の在り方を再考するとともに、国際交流事業を再開し、子どもから高齢者までが、気軽に参加できる国際交流の場の創出に向けて取り組む必要があります。
- 対象となる方が成年後見制度<sup>\*</sup>を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い、制度の周知に取り組む必要があります。
- 英語圏に偏らず広く外国人住民に情報を提供するために、やさしい日本語による情報の発信や職員向けのやさしい日本語研修を実施しています。
- 障害者差別解消法に基づき、障がい者への合理的配慮が求められています。

主管課	関係課
人権推進課	市民協働推進課、社会福祉課、のびのび子育て課、健幸長寿課、学校教育課、生涯学習課、教育指導課

## 実現のための取組

### 1 人権尊重意識の向上

- 人権教育講演会、職員研修会、相談事業の実施
- 人権週間に合わせた街頭啓発の実施
- 市民全体の人権尊重意識の高揚を図る啓発の推進
- 多様性の尊重意識を図るための啓発活動の推進

### 2 男女共同参画意識の向上

- 市民や事業者に対する啓発の推進
- 相談窓口の設置や推進体制の強化
- 男女共同参画推進委員会の開催
- 性的マイノリティに関する理解と啓発の推進

### 3 虐待などの人権問題の解消

- 関係機関との連携強化
- 児童及び高齢者、障がい者、パートナー間での虐待の発生防止と早期発見
- 虐待予防、育児不安に対応できる健診・相談・訪問の充実
- 家族介護者への支援

### 4 国際交流の推進

- 姉妹都市交流の充実と市民参加の国際交流・国際理解事業の推進
- 国際交流団体の支援
- 市内在住外国人との多文化交流の促進、地域社会への参画促進
- 多文化共生社会の実現に向けた意識啓発とボランティア人材の確保
- 国際交流団体と連携した外国人のコミュニケーション支援の推進
- 行政情報の多言語化・やさしい日本語での情報発信の強化

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、差別意識の解消に努めます。</li> <li>● 市民は男女共同参画の意識を持ち、性別役割分担意識をなくすよう努めます。</li> <li>● 事業者は、男女共同参画への理解を深め、事業所内の男女差別の解消や人権意識を高め、ハラスメントの防止や合理的配慮を行うように努めます。</li> <li>● 守谷市国際交流協会等の活動団体は、国際交流を推進するとともに、市が行う市内在住外国人のコミュニケーション支援等についても協働で取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権尊重に関する啓発及び教育を推進します。</li> <li>● 人権侵害や差別があった場合は、早期に実態を確認し、被害者の救済措置を講ずるとともに、発生要因を解消し、再発防止に努めます。</li> <li>● 多様性を尊重するための啓発活動を推進します。</li> <li>● 国際交流・国際理解の機会を積極的に設け、市民参加を促します。</li> <li>● 守谷市国際交流協会等の活動を支援するとともに、連携して国際交流の推進に取り組みます。</li> <li>● 多文化共生社会の実現に向け、市内在住の外国人のコミュニケーション支援等に取り組みます。</li> </ul>

## 個別計画

- 守谷市人権施策推進基本計画
- 守谷市第三次男女共同参画推進計画

あるべき  
未来の姿高齢者が安心して暮らし  
社会参加や支え合い活動が活発になる

## 中長期的に目指すゴール

3

すべての人に  
健康と福祉を

全ての人の健康的な生活を確保する

- ▶医療と福祉の包括的提供
- ▶精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
自立高齢者の割合	87.6%	88%
ボランティアや自治会等の地域活動に参加している高齢者の割合	40.6%	45%

## 現状と課題

- 高齢化が進む中で、サロン\*活動等高齢者の活動の場が広がるよう、生涯学習・スポーツ・地域における交流活動を活性化することが重要となります。また、高齢者がそれぞれの知識や経験を生かし、社会的役割を持って活動・活躍する場が必要であり、さらに地域活動を担うリーダー的人材の確保が求められます。
- 高齢者の増加に伴い、高齢者の運動機能や栄養状態の改善と共に、生活機能の改善を通じて一人ひとりの生きがいや生活の質の向上を図ることが求められています。今後は、元気で自立した生活のために、高齢者自身が介護予防に関心を持ち、自主的に取り組めるよう、行政と地域、関係機関が協働で高齢者の健康づくりや介護予防事業を支援する体制が必要となります。
- 高齢化率は年々上昇しているため、団塊世代が75歳以上となる令和7年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて、医療保険や介護保険制度が維持できるよう、健康診査の受診やかかりつけ医\*を持つことが必要となります。
- 75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯が増加傾向であり、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を支える各種サービスの充実や高齢者のニーズに合わせた適切なサービスの提供が必要となります。また、公的サービスだけでは解決が難しい生活課題も生じており、地域の見守り体制や支え合い活動等を充実させていくことが重要となります。

主管課	関係課
健幸長寿課	市民協働推進課、保健センター、国保年金課、介護福祉課、生涯学習課

## 実現のための取組

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 生きがいづくりの機会と社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域における交流活動の促進</li> <li>▪ 社会参加の促進及び生きがい活動の担い手育成</li> </ul>                                 | <p>2 高齢者の介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域や関係機関との協働によるフレイル<sup>*</sup>予防の推進</li> <li>▪ 多様な介護予防事業の推進</li> </ul> |
| <p>3 高齢者福祉サービスによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 高齢者の生活課題への対策</li> <li>▪ 住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の構築</li> <li>▪ 地域の見守り体制や支え合い活動等の充実</li> </ul> | <p>4 介護保険制度の健全な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 介護（予防）給付の適正化の推進</li> <li>▪ 安心して暮らし続けるための安定的なサービス提供の確保</li> </ul>      |
| <p>5 後期高齢者医療制度の健全な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 医療と介護の連携による保健事業の推進</li> <li>▪ 後期高齢者医療広域連合との連携による医療制度の適正化</li> </ul>                          |  |

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立した日常生活が維持できるように、積極的に介護予防に取り組みます。</li> <li>● 高齢者が積極的に地域で活動に参加できるよう、地域ぐるみで協力します。</li> <li>● 地域の支え合い・助け合い活動に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防を地域や関係機関との協働で取り組みます。</li> <li>● 高齢者の通い（集い）の場を支援します。</li> <li>● 地域の支え合い活動が進むよう支援します。</li> <li>● 地域包括ケアシステム<sup>*</sup>を推進します。</li> </ul>

## 個別計画

- 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

あるべき  
未来の姿

誰もが身近な地域で助け合いながら安心して暮らせる

## 中長期的に目指すゴール



1 貧困をなくそう  
 全ての人々が夢や希望を持てる社会を実現する

- ▶ 貧困による格差の解消
- ▶ 切れ目ない支援の充実



3 すべての人に健康と福祉を  
 全ての人々の健康的な生活を確保する

- ▶ 医療と福祉の包括的提供
- ▶ 精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合	52.0%	60%
安心して生活ができると感じている障がい者(保護者)の割合	70.0%	72%

## 現状と課題

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、子育てや介護における支援が必要な人など、一つの世帯で様々な課題を抱えている世帯があり、ボランティアを含めた多方面からの支援が必要な人が増えてきています。そのため、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進や、様々な要因で支援が必要な人が地域で安心して生活するための体制整備が求められており、地域の支援体制や制度の枠を超えた包括的支援体制の構築に取り組む必要があります。
- 様々な生活環境の変化から、交流する場の確保を含めた子ども食堂や食事の配布などの子どもの食事支援が始まっています。また、離職などによる生活困窮者が増加してきており、今後は、生活や就労などの相談支援を充実していく必要があります。
- 障がい者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、グループホーム\*や一般住宅などへの移行支援が求められています。また、発達に心配のある子どもや、障がいのある子ども、ない子ども全てが地域で一緒に生活していけるよう、地域全体でインクルージョン\*推進に取り組む必要があります。
- 医学の進歩により、地域で生活する医療的ケア\*が必要な子どもが増えています。そのため医療的ケアへの支援体制の拡充とともに、発達段階での指導や訓練が必要な子どもへの支援の拡充が求められています。
- 年々、医療の給付費が増加しており、社会保障費の負担が重くなっています。そのため、保険料の収納率の向上や医療費の適正化等を含め、財政の健全運営に引き続き取り組む必要があります。

主管課	関係課
社会福祉課	納税課、市民協働推進課、のびのび子育て課、保健センター、 国保年金課、健幸長寿課、建設課、教育指導課

## 実現のための取組

<p>1 地域福祉活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各地域の福祉活動の活性化</li> <li>▪ 地域間の福祉活動の連携強化</li> </ul>	<p>2 地域福祉活動の担い手育成と活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市民の福祉意識の高揚</li> <li>▪ 地域住民のつながりと地域活動の支援</li> <li>▪ 地域福祉活動の担い手育成</li> <li>▪ 地域福祉活動の場の支援</li> </ul>
<p>3 セーフティネット※による自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生活困窮者の生活環境改善と自立支援</li> </ul>	<p>4 在宅生活への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 障がい児者への在宅生活、社会生活への相談・支援</li> <li>▪ 障がい児者へのサービスの質の確保</li> </ul>
<p>5 障がい児者の生活の場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 在宅生活が難しい障がい児者の生活の場の確保</li> <li>▪ 地域で生活する場所の充実</li> </ul>	<p>6 療育・相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 療育などが必要な子どもの早期発見・早期対応</li> <li>▪ 保護者への相談対応の充実</li> </ul>
<p>7 医療費の経済的負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 医療費助成制度の周知及び推進</li> </ul>	<p>8 国民健康保険制度の安定運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 医療費適正化の推進</li> <li>▪ 健全な財政運営の推進</li> </ul>

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支え合い、助け合う地域福祉活動に参加します。</li> <li>● まちづくり協議会、社会福祉協議会などの活動に積極的に参加します。</li> <li>● 障がい児者への理解を積極的に深めます。</li> <li>● 障がい児者の社会参加を支援します。</li> <li>● 事業者として、障がい児者への必要となる合理的配慮を行います。</li> <li>● 自分の健康管理を適切に行い、疾病予防や適正な受診に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉の理解を深めてもらえるよう啓発していきます。</li> <li>● まちづくり協議会、社会福祉協議会などの活動を支援します。</li> <li>● 生活困窮者に、状況に応じた適切な支援を行います。</li> <li>● 障がい児者福祉の啓発に努めます。</li> <li>● 障がい児者が生活するための支援体制を構築します。</li> <li>● 各種制度の普及・周知に努めるとともに、制度改正などに対し、円滑な対応を図ります。</li> </ul>

## 個別計画

- 第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 第3期守谷市障がい者福祉計画
- 第6期守谷市障がい福祉計画
- 第2期守谷市障がい児福祉計画
- 第2期守谷市国民健康保険データヘルス計画及び第3期守谷市国民健康保険特定健診等実施計画

あるべき  
未来の姿

みんなが健やかにいきいきと暮らせるまちの実現

## 中長期的に目指すゴール

3

すべての人に  
健康と福祉を

すべての人の健康的な生活を確保する

- ▶医療と福祉の包括的提供
- ▶精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
健康寿命	男性 81.0 歳 女性 85.3 歳	男性 81.2 歳 女性 86.3 歳
心身ともに健康だと感じている市民の割合	75.2%	80%

## 現 状 と 課 題

- 「第三次健康もりや21計画」に基づき、市民の健康増進を図ります。
- 健康診査やがん検診などを受診しやすい環境を整えることが必要です。特に特定健康診査(国保加入者)において、40歳~64歳までの受診率が低い状況にあることから、生活習慣病の早期発見のためにはその世代の受診率を伸ばしていくことが必要です。
- 生活習慣予防に関する知識の普及や、生活習慣病のリスクが高い方への指導を実施します。なお、病気の早期発見や予防のため、気軽に相談に応じてもらえるかかりつけ医を持つことが必要です。
- 偏食や食塩の過剰摂取を改善し正しい食生活の啓発を推進するために、食生活改善推進員及び関係機関と連携していきます。また、高齢者が元気で自立した生活が継続できるよう、健康づくりや食育の啓発(低栄養予防を含む)の取組を強化していくことが必要です。
- 気軽に取り組めるラジオ体操やウォーキングの実践を啓発し、運動習慣の定着を促進します。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、医療機関、国、県、近隣市町村と緊密な連携を図り、市民へ情報発信を行う体制を整えるとともに、その他の感染症の発生を予防するため、予防接種の実施や任意予防接種の助成、感染症の予防啓発を行います。
- 休日・夜間の大人と小児の救急医療は、それぞれ輪番制で対応しています。

主管課	関係課
保健センター	のびのび子育て課、国保年金課、健幸長寿課、北園保育所、土塔中央保育所、すくすく保育課、学校教育課

## 実現のための取組

### 1 健康的な生活習慣の推進

- 第三次健康もりや 21 計画の推進
- がん検診受診率の向上を図る、受診勧奨通知の実施
- 糖尿病性腎臓病重症化予防事業の実施
- 特定健康診査の実施とメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の保健指導の実施
- 運動習慣の定着と健康づくりに対する機運を高めるため講座・教室の開催

### 2 食育の推進

- 食生活改善推進員の養成と活動の支援
- 保育所や学校等との連携による正しい食生活の理解や望ましい習慣の推進

### 3 感染症の予防・拡大防止

- 各種予防接種の実施と接種率の向上
- 正しい感染防止対策の周知

### 4 地域医療体制の確保

- 休日・夜間における救急患者の医療の確保と地区医師会との連携

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくりに関する各種教室や講座等を積極的に利用します。</li> <li>● がん検診、健康診査等を毎年受診します。</li> <li>● ウォーキングやラジオ体操などの運動に積極的に取り組みます。</li> <li>● マスク、手洗いや手指消毒等、個人のできる感染対策を実践します。</li> <li>● 健康的な生活習慣を実践します。</li> <li>● 「かかりつけ医」を持ちます。</li> <li>● 一人ひとりが、食に関する知識を持ち、1日3食の食事を摂ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受診しやすい検診（健診）体制を構築します。</li> <li>● 正しい食生活と健康づくりについて情報発信するとともに、関係機関や食生活改善推進員と連携した取組を進めます。</li> <li>● 予防接種の実施や感染症発生情報の収集・提供により感染予防に努めます。</li> <li>● 市民が安心して医療を受けられる体制を維持します。</li> <li>● 生活習慣病予防のための保健指導の実施や啓発活動を強化します。</li> </ul>

## 個別計画

- 第三次健康もりや 21 計画

あるべき  
未来の姿思いやりを持って知恵を出しあい  
身近な課題を解決していく

## 中長期的に目指すゴール



## 持続可能で平和な社会を構築

- ▶ 暴力や犯罪のない社会の実現
- ▶ 個人の権利保護の確立

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
市民や市民活動団体等が地域の活性化や課題解決に取り組んでいると思う市民の割合	47.4%	60%

## 現 状 と 課 題

- 各地区においてまちづくり協議会が設立され、地域の活性化や課題解決に取り組んでいます。市は、まちづくり協議会に対し、人的支援、財政支援、活動拠点の支援を展開しています。また、自治会・町内会に対しては、各種支援を行うとともに、市内158自治会・町内会の情報交換の場として「自治会・町内会まるごとミーティング」を開催しています。
- 近年、自治会・町内会の加入率が低下傾向にあることから、自治会・町内会への支援策を継続しつつ、守谷市自治会連絡協議会と連携した加入促進策の強化とともに、地域活動離れが進んでいる傾向にある子育て世代が参加しやすい活動の展開など、加入率低下の要因となっている課題の解決に取り組む必要があります。また、高齢化が急激に進む地区においては、助け合い・支え合いの活動が必要です。
- 市内の公益活動に対して、助成、団体の設立及び運営のサポート、ネットワーク化促進などの活動を行う「もりや公益活動促進協会」が設立され、市と連携し市内の公益活動を支援・促進しています。
- 「もりや市民大学」を開講し、協働のまちづくり\*の担い手を育成しています。
- 市民にまちづくりへの参画をより身近なものと感じてもらえるよう、公式HPや広報紙の充実のほか、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram、市民生活総合支援アプリMorinfo\*などの多様な媒体で市の情報を発信しています。広聴活動においても、公式HPやメール、封書による提案制度のほか、市長との対話、Morinfoによる意見聴取、パブリック・コメント\*、アンケート調査等、多様な手段で意見収集を行っています。
- 今後も、年代別の特徴に応じた情報送受信を行うなど広報・広聴手段を拡充させ、全世代に市政情報や市の魅力を届けることが必要です。

主管課	関係課
市民協働推進課	総務課、社会福祉課、秘書課、デジタル戦略課

## 実現のための取組

### 1 地域コミュニティの充実

- 自治会・町内会同士が情報交換し連携できる場や仕組みの創出
- 自治会・町内会への加入促進
- まちづくり協議会の活動支援の充実
- まちづくり協議会と自治会・町内会の連携強化
- 助け合い・支え合い活動の活発化
- 行政と社会福祉協議会の連携した支援の展開

### 2 公益活動の促進

- もりや公益活動促進協会の活動の活発化
- 守谷市民活動支援センターの役割強化
- 市民活動団体の増加・活動の活発化

### 3 協働のまちづくりの推進

- もりや市民大学による協働のまちづくりの担い手育成の促進
- 市民、市民活動団体、事業者等の協働活動の支援強化
- 関係人口\*拡大による新たな協働の創出

### 4 シティプロモーション\*の推進

- 庁内及び市民・市民活動団体等を対象とするインナープロモーション\*の強化
- 対象や目的に応じた多様な媒体・手法による情報送受信の展開

### 5 広聴・情報公開の充実

- 市民からの意見・提言の受付と迅速・丁寧な対応の実施
- パブリック・コメント制度、審議会公開制度等の適正運用

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域に関心を持って、積極的に活動に参加します。</li> <li>● 市民や市民活動団体は、自らが協働で実施する活動を考え、展開します。</li> <li>● 地域の魅力に気付き、守谷への共感度を高め、誇りを持ちます。</li> <li>● 市民一人ひとりが魅力発信の担い手となります。</li> <li>● 市に対し意見、提言を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会・町内会、まちづくり協議会、市民活動団体の活動を支援します。</li> <li>● 様々な活動に協働で取り組みます。</li> <li>● 必要な情報を積極的に提供します。</li> <li>● 市民にとって必要な情報や、市への誇りにつながるような魅力発信を行います。</li> <li>● 市民からの意見・提言を的確に把握するとともに、迅速・丁寧に対応します。</li> </ul>

## 個別計画

- 守谷市シティプロモーション戦略プラン

あるべき  
未来の姿

## 市民のニーズに寄り添い信頼できる行財政運営

## 中長期的に目指すゴール

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

## パートナーシップによる持続可能な社会の実現

- ▶ 協力体制強化による情報通信技術の浸透
- ▶ 共有のビジョンのもとでパートナーシップを醸成

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
目標値を達成できた、施策の成果指標の割合	39.02%	100%
電子申請の年間利用件数	18,284 件	40,000 件

## 現 状 と 課 題

- 行政評価における成果指標の目標値達成率が低い水準であるため、目標管理の徹底を図る必要があります。改めて行政評価の意義の共有や成果指標の達成に向けた体制構築が必要です。また、行政改革については、行政経営の適正な執行を進めていくとともに、DX\*の推進によるさらなる事務処理の効率化が必要です。今後、大規模修繕計画に基づく改修により一時的に事業費が上昇するなどの様々な課題に対応し、持続可能な財政運営を行っていくためには、より一層の歳入確保と歳出抑制により財源を生み出していくとともに、職員の意識改革が必要です。
- 税負担の公平性の維持と自主税源の確保においては、収納率の向上が重要であることから、効率的・効果的な滞納処分を進めていくとともに、市税の納付方法について、納税者が納税しやすい環境の整備が必要です。
- 仕事等で強いストレスや不安を感じている職員が増加傾向にあり、職場におけるメンタルヘルス対策が課題となっています。また、新たな人事評価制度について、制度の理解度及び納得度が不足しているため、説明会を行うとともに意見を聴取し、継続して制度の改良を行う必要があります。さらには、職員の階層に応じた研修や、専門性を高めるための研修などを実施してきましたが、今後は、選ばれる自治体であるために、さらなる人材育成に努める必要があります。
- 事務処理の効率化のため、AI-OCR\*を導入し保育所入所業務等で検証を行いました。これから超スマート社会\*「Society5.0\*」の到来を見据えた行政のデジタル化やコロナ禍を経た非接触型の社会形成の中で、利用者が利便性を実感できるよう DX を推進する必要があります。
- マイナンバーカードを利用したオンライン化が検討されており、変化への対応が必要です。証明書の交付についても、非対面かつ場所や時間の自由度が高いコンビニ交付を更に推進していくほか、ICT の活用による窓口や電子申請に向けたデジタル化が望まれています。その一方、令和4年6月開始の「おくやみ窓口」など、内容が複雑で質問のやり取りや説明を必要とする業務は窓口で一元的に受け、市民に寄り添ったきめ細やかな対応も必要です。

主管課	関係課
企画課	総務課、税務課、納税課、管財課、総合窓口課、市民協働推進課、秘書課、財政課、デジタル戦略課

## 実現のための取組

<p>1 計画行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価の実施・公表</li> <li>目標管理の徹底</li> </ul>	<p>2 健全な財政運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部資源の積極的な活用</li> <li>持続可能な財政運営ができる体制づくり</li> <li>ふるさとづくり寄附金事業の推進</li> </ul>
<p>3 収納率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収納率の向上</li> <li>市税に関する啓発活動</li> </ul>	<p>4 公有財産の有効活用と適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未利用地の利活用の可能性検証</li> <li>安全確保措置などの取組の徹底</li> </ul>
<p>5 柔軟で効率的な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民ニーズに合わせた組織の改編</li> <li>職員定数管理</li> </ul>	<p>6 適正な人事管理と人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス対策</li> <li>人事評価制度の充実</li> <li>職員研修の充実</li> </ul>
<p>7 ICT（情報技術）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務処理の効率化(AI-OCRの活用、RPA*の導入)</li> <li>庁内ネットワークシステムの管理運営の充実</li> <li>Morinfo の運営管理の充実</li> </ul>	<p>8 市民の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードの交付推進</li> <li>コンビニ交付の利便性向上</li> <li>おくやみ窓口等の市民手続きの支援の推進</li> </ul>

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の行政運営を理解し、行政の効率化に協力するとともに、提案・提言を行います。</li> <li>● 市の財政状況を理解し、財政運営の健全度を注視します。</li> <li>● 納税義務を果たします。</li> <li>● 市民ニーズに柔軟に対応できる組織体系となっているか注視します。</li> <li>● 市民ニーズに職員が的確に対応できているか注視します。</li> <li>● DX 推進に協力し、積極的に活用します。</li> <li>● 電子申請やコンビニ交付などを活用します。</li> <li>● マイナンバー制度を理解し、積極的に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務事業の効率化と行政改革を推進します。</li> <li>● 市の財政状況をお知らせします。</li> <li>● 成果を重視した効率的・効果的な財政運営を行います。</li> <li>● 収納率の向上を図るとともに、市税に関する啓発活動を行います。</li> <li>● 市民サービスを向上させるため、組織体系を随時見直していきます。</li> <li>● 最小の人員で最大の効果が挙げられるよう、職員の資質向上に努めます。</li> <li>● 守谷市 DX 推進計画に基づき、DX を推進します。</li> <li>● マイナンバーカードを活用した、より利便性の高いサービスを提供します。</li> <li>● おくやみ窓口等により、市民に寄り添ったきめ細やかなサービスを提供します。</li> </ul>

## 個別計画

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 守谷市財政計画</li> <li>■ 守谷市公共施設等総合管理計画</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 守谷市定員適正化計画</li> <li>■ 守谷市 DX 推進計画</li> </ul> |
|---|---|

あるべき  
未来の姿

安定した基盤のもとに脱炭素社会を実現

中長期的に目指すゴール



包摂的で質の高い教育を普及する

- ▶生涯を通して学びへの希望を高水準で実現
- ▶持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得



手ごろで信頼できるエネルギーを確保する

- ▶環境負荷の低い持続可能なエネルギーの利用促進



持続可能な生産と消費を確保する

- ▶地産地消の推進
- ▶廃棄物の発生防止と削減



グローバル資源である海洋を保全し活用する

- ▶汚染のない美しい河川と生態系の維持



水と衛生へのアクセスを安定的に確保する

- ▶安全な水の普遍的な供給
- ▶水質汚濁の防止と良好な衛生状態の確保



安全でかつ持続可能な都市として発展する

- ▶快適で便利な居住環境
- ▶市民参加による災害に強い安全都市



気候変動対策に取り組みつつ自然災害への対応力を強化する

- ▶温室効果ガス※排出抑制を推進
- ▶地域の防災力向上と支援体制の強化



生物多様性※を維持し生態系サービスを楽しむ

- ▶自然資源の保全・活用と魅力発信
- ▶豊かな生態系の維持

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	83.3%	84%
常総環境センターへのごみ搬入量(1人1日当たり換算)	672g/人・日	663g/人・日

現状と課題

- 空き地の雑草対策、ペットのふんや吸い殻のポイ捨て等の生活公害の発生防止を図るため、継続的にマナー向上を目指した取組を行う必要があります。特に、犬・猫の飼養におけるマナー違反により、周辺環境に悪影響を及ぼす事例が増加しているため、飼養方法の周知徹底やマナー向上を図る必要があります。
- 市民が安全・安心な生活を営めるよう、水質・騒音・振動や空間放射線量の現況を調査・把握し、公害発生時の速やかな対応や測定結果の公表が求められており、適宜実施しています。
- 地球温暖化対策として、「ゼロカーボンシティ※」を表明するとともに、守谷市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、目標の達成に向けた取組を推進しています。今後は温室効果ガスの排出抑制を総合的かつ計画的に推進するため、市域における自然的社会的条件に応じた「地方公共団体実行計画(区域施策編)」を策定し、効果的かつ重点的に施策を推進する必要があります。
- 温室効果ガスの排出量を削減するため、市民、事業者と行政が協働して削減に取り組む必要があります。また、環境負荷を軽減しカーボン・オフセット※への取組を推進するため、再生可能エネルギー※の積極的な導入や普及促進、施設等における温室効果ガスの吸収・固定効果の高い樹木の植栽等による緑化の促進が必要です。そして、市民一人ひとりが環境に配慮した行動をとれるような、幅広い年齢層にわたる環境教育・学習が重要であり、環境の仕組みや施策について学ぶ機会・場の提供や情報の発信が重要となっています。

主管課	関係課
生活環境課	管財課、経済課、交通防災課、 都市計画課、建設課、生涯学習課

- 市民・事業者等との協働による利根川河川敷クリーン作戦や、自治会・町内会との協働による環境美化の日を実施していますが、未だに粗大ごみ等の不法投棄が発生しており、関係機関との連携による対策の強化が求められています。
- 人口の増加に伴い、常総環境センターへのごみ搬入量\*が増加しているため、分別（5種16分別）を徹底し、可燃ごみ・不燃ごみの減量化を図る必要があります。また、食品ロス\*の発生が増加傾向にあるため、削減に向けた市民・事業者等の意識向上等の取組を推進する必要があります。さらには深刻化する海洋汚染をくい止めるためにも、プラスチック製品の適切な管理や廃棄、プラスチックごみの減量化について取組の徹底が急務となっています。
- 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定めた目標の達成に向け、計画に基づく施策について、市民、事業者と行政が協働して取り組む必要があります。さらに、循環型社会\*の形成を図るため、5R（Reduce、Reuse、Recycle、Refuse、Repair）の取組に係る情報発信・普及啓発に努め、ごみの排出抑制と再資源化の促進に向けた取組が必要です。また、ごみの排出困難者（高齢者、体が不自由な方）が適切にごみの排出を行えるよう、支援や収集体制の検討が必要です。
- 大規模な地震や風水害等により災害廃棄物が発生した場合は、「守谷市災害廃棄物処理計画」に基づき、速やかに体制を整備し、円滑かつ迅速に処理する必要があります。

## 実現のための取組

### 1 生活公害・産業公害の防止

- 空き地の雑草やポイ捨て等の生活公害への対応と解決支援
- 水質・騒音・振動等や放射能汚染状況の調査と情報公開
- 犬・猫の飼養方法の周知徹底と飼い主のいない猫に関する地域の取組支援

### 2 ゼロカーボンシティの推進

- 守谷市役所地球温暖化対策実行計画、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく施策の展開
- 再生可能エネルギーの利用促進及び市民・事業者への普及啓発
- 住宅地や工業地、商業地等における緑化促進によるカーボン・オフセットへの取組推進

### 3 環境保全活動の推進

- 第2次守谷市環境基本計画に基づく施策の展開
- 環境美化活動の展開及び不法投棄対策の推進

### 4 ごみの減量化

- ごみ分別（5種16分別）への取組促進
- 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進

### 5 再資源化への取組

- ごみの5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進
- 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発

### 6 廃棄物の適正処理

- 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく施策の展開
- ごみ集積所の適正な維持管理と排出マナーの周知・徹底

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生可能エネルギーの利用を進め、地球温暖化対策に有効な活動に率先して取り組みます。</li> <li>● 温室効果ガスの排出量が少ないライフスタイルに転換します。</li> <li>● 自動車購入時には、可能な限りクリーンエネルギー車*を選択します。また、公共交通機関の利用に努めます。</li> <li>● 住宅等に温室効果ガスの吸収や固定に効果の高い樹木を積極的に植栽します。</li> <li>● 環境問題に対する知識向上と理解促進に積極的に努めます。</li> <li>● 道路や公園等へのポイ捨ての発生抑制や不法投棄の防止に関心を持ち、地域の環境美化活動に取り組みます。</li> <li>● ごみ排出のルールを守り、適切に分別するとともに、ごみの資源化に取り組みます。また、ごみ集積所を適切に維持管理し、効率的な収集運搬に協力します。</li> <li>● 使い捨て商品の使用抑制や食品ロスの削減など、ごみの排出抑制に努めます。</li> <li>● ごみの5Rに対する知識向上と理解促進に努め、資源のリサイクルに取り組みます。</li> <li>● リユース品やリサイクル品、環境に配慮した商品を積極的に使用します。</li> <li>● 災害廃棄物が発生した場合は、市が指定する分別方法に基づき、適正にごみを排出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公衆衛生の向上と生活環境の保全のため、第2次守谷市環境基本計画に基づく施策を推進します。</li> <li>● 脱炭素社会*の実現に向けて、各実行計画に基づく施策を展開するとともに、情報発信・普及啓発を行います。</li> <li>● 公共施設における設備の省エネ化や再生可能エネルギー設備の導入、公用車のクリーンエネルギー車への転換を推進します。</li> <li>● 市域における緑化を推進するため、温室効果ガスの削減等に効果のある樹木の植栽等に対する支援を検討します。また、公共公益施設においても、積極的に緑化を推進します。</li> <li>● 森林環境譲与税*を活用した国産木材の利用を促進します。</li> <li>● 環境保全に関する普及啓発や情報発信に取り組むとともに、良好な自然環境と生物多様性の保全を推進します。</li> <li>● 各地区での環境美化活動に対するごみ袋の配布、回収等の支援を行うとともに、関係機関と連携して不法投棄の防止に取り組みます。</li> <li>● ごみの排出抑制や再使用、再資源化に係る情報発信・啓発活動に努めます。</li> <li>● ごみの5Rを総合的に推進するとともに、積極的に情報発信・普及活動を行い、市民・事業者の参画の促進を図ります。</li> <li>● 守谷市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を適正に収集し、円滑かつ迅速に処理します。</li> </ul>

## 個別計画

- 第2次守谷市環境基本計画
- 守谷市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 守谷市災害廃棄物処理計画（震災編）



あるべき  
未来の姿

危機に対し強さとしなやかさでリスクを回避・低減する

## 中長期的に目指すゴール



**安全でかつ持続可能な都市として発展する**

- ▶ 快適で便利な居住環境
- ▶ 市民参加による災害に強い安全都市



**気候変動対策に取り組みつつ自然災害への対応力を強化する**

- ▶ 温室効果ガス排出抑制を推進
- ▶ 地域の防災力向上と支援体制の強化

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
自主防災組織の活動カバー率	75.7%	83%
防災訓練の参加率	3.1%	15%

## 現 状 と 課 題

- 危機に対し強さとしなやかさでリスクを回避・低減するため「守谷市国土強靱化地域計画\*」、 「守谷市地域防災計画\*」、 「守谷市国民保護計画\*」を策定しました。これらの計画に基づき災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域の防災行動力を高めることが必要です。
- 自主防災組織\*の結成率は、茨城県内の平均よりも低い水準となっています。また、災害に対する事前準備など、市民一人ひとりの防災意識にも課題が見受けられます。今後は、さらに自主防災組織の結成促進や育成を進めていくほか、幅広く啓発活動に取り組んでいくことが必要となっています。さらに、自然災害の激甚化、地震の高い発生率、感染症等の影響を考慮すると、リスクを回避・低減し、正しく恐れるためには、自助・共助及び避難を含めた多くの災害に対する啓発や訓練等が必要です。
- 感染症等の影響により、避難所開設作業が増大したため、まちづくり協議会、自治会・町内会、自主防災組織等と連携した避難所開設・運営が必要となったことに加え、避難者の安全確保のため、体調不良者や要配慮者の避難所が求められています。さらに、避難の多様化により、ペット避難所、自動車避難場所が求められ、これらをより円滑に運営するための訓練等が必要です。
- 頻発する自然災害に対応するため、「守谷市地域防災計画」に基づき、防災倉庫の充実及び備蓄品目・備蓄量の拡充が必要となっています。さらに地球温暖化による気温の上昇と感染症の発生は避難所環境に著しく影響することから、空調設備の設置が必要です。
- 災害対策本部及びサーバー等の非常電源は、庁舎自家用発電機で行いますが、現行の運転可能時間は8時間程度と短いほか使用可能範囲が限定されているため、運用時間の延長と庁舎内使用範囲拡大が必要です。
- 災害対策の多様化に伴い、市の強靱性及び対応能力の向上のため、多様な防災協定の締結が必要です。
- まちづくり協議会、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防団と協働・連携し、避難行動要支援者が災害時に確実に避難できるような対応策の充実が必要です。

主管課	関係課
交通防災課	管財課、市民協働推進課、社会福祉課、介護福祉課、 健康長寿課、都市計画課、建設課、学校教育課

## 実現のための取組

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 市民の防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 自主防災組織の結成促進</li> <li>▪ 防災行動力の向上</li> <li>▪ 自助・共助及び避難等を含めた最新の防災知識の周知</li> <li>▪ 市民と協働・連携した避難所開設・運営の訓練</li> <li>▪ 多様な避難所を円滑に運用するための訓練等</li> </ul> | <p>2 災害時における行政による支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 守谷市地域国土強靱化計画のPDCA</li> <li>▪ 受援計画*の策定</li> <li>▪ 防災倉庫の充実及び備蓄品等の拡充</li> <li>▪ 防災システムの維持管理・適切な情報発信・情報発信システムの周知</li> <li>▪ 避難所施設的环境整備</li> <li>▪ 多様な防災協定の締結</li> <li>▪ 庁舎自家用発電機の運用時間延長</li> </ul> |
| <p>3 避難行動要支援者の避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市民等と協働・連携した避難行動要支援者の避難支援体制の整備</li> </ul>   |  |

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自らの身は自ら守るという意識を持ち、家庭備蓄（最低3日分（推奨1週間分））や非常持ち出し品の準備を行うなど災害に備えるとともに、防災訓練に積極的に参加します。</li> <li>● 災害発生時には、それぞれの地域で力を合わせ、できる範囲で救助・救援活動を行います。</li> <li>● 自治会は、自主防災組織の結成に努めるとともに、地域のコミュニケーションを活発化し、避難行動要支援者の把握に努めます。</li> <li>● まちづくり協議会、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防団が協働・連携し、避難行動要支援者の避難支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織の結成に向けた自治会の取組を支援するとともに、啓発活動を行います。</li> <li>● 被害・気象状況・災害情報を把握できるシステムを周知するとともに、災害が発生したときは、被害拡大防止のための行動を市民がとれるよう努めます。</li> <li>● 避難所における環境整備を進めるとともに、防災倉庫の充実及び備蓄品等の拡充を行います。</li> <li>● 市民と協働・連携した防災訓練等を実施して、市民の防災意識の高揚と地域との連携を強化します。</li> <li>● 多様な防災協定を締結します。</li> <li>● 市民等と協働・連携し、避難行動要支援者の援助体制を整備します。</li> </ul>

## 個別計画

- 守谷市国土強靱化地域計画
- 守谷市地域防災計画
- 守谷市国民保護計画

あるべき  
未来の姿

## 市民生活の安全・安心が確保される

## 中長期的に目指すゴール

3

すべての人に  
健康と福祉を

## 全ての人の健康的な生活を確保する

- ▶医療と福祉の包括的提供
- ▶精神的・身体的に健康な生活を確保

11

住み続けられる  
まちづくりを安全でかつ持続可能な都市として  
発展する

- ▶快適で便利な居住環境
- ▶市民参加による災害に強い安全都市

16

平和と公正を  
すべての人に

## 持続可能で平和な社会を構築

- ▶暴力や犯罪のない社会の実現
- ▶個人の権利保護の確立

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
火災発生件数	23件	19件
人口千人当たりの交通事故発生件数	1.8件 (令和元年度※)	1.5件
人口千人当たりの刑法犯認知件数	5.9件	5.1件

※令和2年度はコロナ禍の影響で数値が激減したため令和元年度を現状値とする。

## 現 状 と 課 題

- 消防体制は、守谷市、常総市、つくばみらい市で常総地方広域市町村圏事務組合消防本部を組織しており、消防行政の効率化と基盤強化が図られています。しかし、火災及び死傷者が発生しているため、火災予防の啓発・広報と広域消防の円滑な連携の推進が必要です。
- 消防団員数が減少傾向にあることから早急に加入促進に取り組む必要があります。また、災害時における地域住民の安全・安心確保のため、地域防災力の中核となる消防団の活動は重要であることから、今後も災害時を想定した訓練を行い、備えることが必要です。さらに、消防団機械器具置場が老朽化していることに加え、消防団の活動拠点の必要性から、詰所機能を併せ持つ車庫を計画的に建設することが必要です。
- 高齢者のひとり世帯が増える傾向にあることから、安心して暮らせるよう自宅で急病や事故に遭った際の緊急の通報支援事業などの対応方を充実させていく必要があります。
- 救急搬送件数は増加傾向にあり、今後も人口増加と高齢化を見据え、引き続き広域消防と連携し、職員・市民への普通救命講習会の開催、AED\*の継続管理が必要です。
- 交通事故を減らすため、道路を利用する全ての人々が交通安全に対する意識を高め、交通ルールとマナーを守ることが大切です。そのため、交通安全教室、交通安全キャンペーンなどの啓発活動による交通安全運動を推進していきます。また、通学路の交通危険箇所や自治会等の要望箇所について、警察との協議を交えながら交通安全施設を設置・修繕し、交通事故発生リスクの低減を図っていきます。

主管課	関係課
交通防災課	経済課、市民協働推進課、社会福祉課、 健幸長寿課、建設課、学校教育課

- 刑法犯認知件数\*は減少傾向ですが、防犯連絡員や防犯パトロール隊等地域ぐるみの防犯パトロールと学校・保護者・地域による見守り活動を継続することで、さらに減少させていくことが必要です。また、防犯指導員を引き続き雇用し、防犯パトロールや防犯講話を実施して防犯意識の高揚を図る必要があります。今後、防犯カメラの使用期限を迎える外、水銀灯や蛍光灯が使えなくなるため、計画的に更新していきます。
- 市民が犯罪に遭わないよう、ニセ電話詐欺や不審者情報等、防犯情報を発信しています。引き続き、適時適切な配信を行い市民の安全・安心の確保に努めていきます。
- 消費生活に関する様々なトラブルの相談を受けるため、消費生活センターを設置し、市民の相談を受けています。巧妙化する手口による詐欺や契約トラブルが発生しているため、消費者トラブルの未然防止に向けた情報提供に努めていきます。

## 実現のための取組

<p><b>1 消防体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 消防車両器具の維持管理・更新</li> <li>▪ 消火栓等の消防施設の整備更新</li> <li>▪ 消防団施設の整備</li> </ul>	<p><b>2 救命・救急体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 応急措置に対する市民意識の啓発</li> <li>▪ 救急医療情報キット*の推進</li> <li>▪ ひとり暮らし高齢者等緊急通報支援事業の促進</li> </ul>
<p><b>3 市民による防火対策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 消防団員への定期的な教育訓練などの実施</li> <li>▪ 防火対策の必要性についての市民理解の促進</li> </ul>	<p><b>4 交通安全施設等の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 交通安全施設の整備及び計画的な維持管理</li> <li>▪ 小中学校通学路及び保育所・幼稚園散歩路の安全点検実施と対応</li> </ul>
<p><b>5 交通安全意識の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 交通安全街頭キャンペーンや交通安全教室の実施</li> <li>▪ 通学路補助員による街頭交通誘導及び指導の実施</li> <li>▪ 放置自転車の対応(撤去・駐輪指導の委託)</li> <li>▪ 自転車通学用ヘルメット購入補助</li> </ul>	<p><b>6 防犯意識の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 防犯連絡員、防犯パトロール隊との連携</li> <li>▪ パトロール活動や防犯街頭キャンペーンの実施</li> </ul>
<p><b>7 地域で行う防犯活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市民パトロール活動の充実</li> <li>▪ 不審者情報や犯罪発生状況等の情報発信</li> </ul>	<p><b>8 まちの防犯機能の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 防犯灯・街路灯の更新・拡充、防犯カメラの更新・拡充</li> <li>▪ 防犯指導員の任用</li> </ul>
<p><b>9 消費者の安全・安心の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 消費生活相談の実施</li> <li>▪ 啓発活動、出前講座等の開催</li> <li>▪ ニセ電話詐欺に関する啓発活動の展開</li> </ul>	

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団に入団し、地域の消防体制の強化に努めます。</li> <li>● 救急車の適正な利用に努めます。</li> <li>● 常に防火意識を持ち、消火器や火災警報器を設置します</li> <li>● 交通安全施設の破損など不具合を発見した際には、市への報告に努めます。</li> <li>● 交通ルールを守り、交通安全に努めます。</li> <li>● 一人ひとりが常に防犯意識を持ち、犯罪に遭わないように努めます。</li> <li>● 近所とのコミュニケーションを図り、パトロール活動などの防犯活動に協力します。</li> <li>● 防犯灯等の破損など不具合を発見した際には、市への報告に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域消防と市消防団の火災時の協力体制を強化し、迅速な消火に努めます。</li> <li>● 市消防団による火災予防の啓発活動を行います。</li> <li>● 普通救命講習会の実施など、市民の救命救急知識の向上に努めます。</li> <li>● 自治会等の初期消火訓練に消防団を派遣します。</li> <li>● 交通事故防止のため、交通安全施設の整備及び維持管理を行います。</li> <li>● 交通安全啓発活動や交通安全教室を通して、市民の交通安全意識の高揚を図ります。</li> <li>● 警察や関係機関からの情報を市民に提供し、市民の防犯意識を高めます。</li> <li>● 警察や防犯活動団体等と連携し、地域の防犯活動を促進します。</li> <li>● 防犯灯・街路灯の整備及び維持管理を行います。</li> <li>● 消費生活センターの相談体制の充実と市民への周知、消費トラブルに関する情報の提供に努めます。</li> </ul>

## 個別計画

- 守谷市交通安全計画



あるべき  
未来の姿身近な自然を保全・活用した  
快適で持続可能なまちを実現する

## 中長期的に目指すゴール



水と衛生へのアクセスを  
安定的に確保する

- ▶安全な水の普遍的な供給
- ▶水質汚濁の防止と良好な衛生状態の確保



安全でかつ持続可能な都市として  
発展する

- ▶快適で便利な居住環境
- ▶市民参加による災害に強い安全都市



生物多様性を維持し  
生態系サービスを楽しむ

- ▶自然資源の保全・活用と魅力発信
- ▶豊かな生態系の維持

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
市街化区域面積	985ha	1,060ha
緑地率	47.41%	46%
インフラ(道路舗装・上下水道管路)の年間改善率	0.42%	0.35%

## 現 状 と 課 題

- 持続可能なコンパクト・プラス・ネットワーク\*のまちづくりを目指すため、守谷市立地適正化計画を策定しました。これに基づき、守谷駅周辺の未利用地の活用をはじめ、市街地へ民間施設を含めた各種都市機能や生活サービス機能、住宅等を誘導するとともに、交通アクセスを確保する必要があります。さらに、新たなまちの顔となる大野地区守谷 SA(サービスエリア)スマート IC(インターチェンジ)周辺地区の複合産業拠点\*整備や新守谷駅周辺の副次拠点\*整備、あわせて地区計画等による規制や空家の有効活用による都市環境の維持が求められています。
- 一方で、市街化調整区域では環境を守るための開発抑制が必要であり、美しい都市づくりのためには守谷市景観計画の普及・啓発、屋外広告物条例に基づく是正指導が重要です。また第二次守谷市緑の基本計画に基づき、保存緑地\*の指定や取得、市街地の公園整備などにより緑地を確保するとともに、自然環境保全・緑化活動の推進が必要です。
- 都市の基盤である道路や公共施設については、老朽化が進んでいることから適切な維持管理や計画的な更新及び耐震化対策を実施するとともに、近年頻発する水害への対策が急務となっています。
- 安心安全な水道水の供給と汚水の安定処理には、水質基準への適合が不可欠です。
- 交通網については、利便性の高い公共交通ネットワークを構築する必要があり、バス利用減少に対する方策やモコバス、デマンド乗合交通の効率的な運営が課題となっています。さらに道路網について、都市計画道路、守谷 SA スマート IC の早期完成が求められています。

主管課	関係課
都市計画課	建設課、企画課、生活環境課、 経済課、上下水道課

## 実現のための取組

<p>1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 都市機能誘導区域*・居住誘導区域*への各種施設及び住宅の誘導</li> <li>▪ 守谷SAスマートIC周辺地区の複合産業拠点整備</li> <li>▪ 新守谷駅周辺地区の副次拠点整備</li> <li>▪ 各拠点への交通アクセス性の向上</li> </ul>	<p>2 土地の適切な規制と誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 高齢化社会に対応した市街化区域内の計画的土地利用の推進</li> <li>▪ 市街化調整区域における環境保全</li> </ul>
<p>3 空家対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 空家バンク*の活用促進</li> <li>▪ 特定空家*等への対応強化</li> </ul>	<p>4 美しい都市景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 景観計画の普及・啓発と適正運用</li> <li>▪ 屋外広告物条例に基づく是正指導</li> </ul>
<p>5 緑地の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市民との協働による身近な緑の保全・充実と活用の促進</li> </ul>	<p>6 公園・街路樹等の適正な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ インクルーシブ公園*の整備</li> <li>▪ 大径木*化した街路樹等の更新</li> </ul>
<p>7 水道水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 包括的施設管理委託*の拡充</li> <li>▪ 関連施設の適切な維持管理と計画的な老朽化・耐震化対策の推進</li> <li>▪ 水質基準への適合</li> </ul>	<p>8 汚水の安定処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 包括的施設管理委託の拡充</li> <li>▪ 関連施設の適切な維持管理と計画的な老朽化・耐震化対策の推進</li> <li>▪ 下水道放流水質基準への適合</li> </ul>
<p>9 雨水の適正排水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 関連施設の適切な維持管理</li> <li>▪ 雨水マネジメントによる浸水対策の強化</li> </ul>	<p>10 健全な上下水道事業の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業会計事務のデジタル化推進による執行体制の補完</li> <li>▪ 上下水道料金の適正な徴収と経営状況等の積極的な公開</li> </ul>
<p>11 道路の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 道路の補修・改修の推進</li> <li>▪ 橋梁の計画的な維持管理</li> </ul>	<p>12 未改良道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生活道路における拡幅・改良の実施</li> </ul>
<p>13 都市計画道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 都市計画道路坂町清水線、みずき野大日線、西口大柏線の整備推進</li> <li>▪ 守谷SAスマートICの早期開通</li> <li>▪ 都市軸道路利根川架橋、都市計画道路供平板戸井線の整備促進</li> </ul>	

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについての理解を深めます。</li> <li>● 良好な街並み景観創出のためにルールを守ります。</li> <li>● 生態系保全の重要性を理解し、自然環境の保全に努め、水を大切にします。</li> <li>● 緑を大切にし、緑化や身の回りの環境維持に心がけます。</li> <li>● 道路や橋梁の異常に気付いた場合には、速やかに情報を提供します。</li> <li>● 公共交通を積極的に利用します。</li> <li>● 給排水設備を適切に管理し、漏水や汚水溢水の抑制に努めます。</li> <li>● 漏水やマンホールの段差、水質異常を発見したときは、速やかに情報を提供します。</li> <li>● 油や布等を下水道に流しません。</li> <li>● 大雨警報や洪水警報が発表されたときは、早めの避難を心がけます。</li> <li>● 上下水道料金を滞納しないように努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能な都市構造への転換を進めつつ、秩序ある市街地形成のための都市計画を推進し、適切な指導を行います。</li> <li>● 屋外広告物を掲出する場合のルールや運用についての理解を促進します。</li> <li>● 協働による都市施設の適正な維持管理、更新を推進します。</li> <li>● 守谷 SA スマート IC の早期開通により、利便性を高めます。</li> <li>● 公園里親や維持管理団体にアンケートを実施し、団体が無理なく持続できる環境を提供します。</li> <li>● 計画的に道路の補修を進め、事故等に予防的な対応に努めます。</li> <li>● 将来にわたって持続可能な公共交通網を形成し、市内交通アクセスの向上を図ります。</li> <li>● 上下水道施設及び水質を適切に管理し、計画的に老朽化・耐震化対策を推進します。</li> <li>● 内水浸水を防止するため、排水樋管の操作基準を定めるとともに、大雨が予測されるとき早期警戒システムを構築します。</li> <li>● 効率的な上下水道事業の運営に取り組みます。</li> <li>● 正確かつ適切に上下水道料金を徴収します。</li> <li>● 3～5 年で上下水道事業の経営戦略*を見直し、適正な料金設定について確認します。</li> </ul>

## 個別計画

- 守谷市立地適正化計画
- 守谷市都市計画マスタープラン
- 守谷市低炭素まちづくり計画
- 守谷市地域公共交通網形成計画
- 第二次守谷市緑の基本計画
- 水質検査計画書
- 守谷市橋梁長寿命化修繕計画
- 守谷市景観計画
- 守谷市耐震改修促進計画
- 守谷市空家等対策計画
- 守谷駅東口市有地利活用基本計画
- 守谷市水道事業経営戦略
- 守谷市公共下水道事業経営戦略
- 守谷市水道事業ビジョン
- 水道施設アセットマネジメント
- 下水道施設ストックマネジメント
- 農業集落排水施設最適整備構想



あるべき  
未来の姿

特色ある地場産業が活気づくとともに  
地域資源の魅力を展開する

中長期的に目指すゴール



**生産性の高い農業により  
安定的に食料を確保する**  
▶ 農業生産性向上の強化  
▶ 持続可能な資源活用



**だれもが働きがいのある  
仕事を持つ機会を得る**  
▶ 雇用機会の充実  
▶ 生産性向上と失業の減少



**持続可能な産業と  
イノベーションの拡大**  
▶ 新技術への投資の拡大  
▶ 産業活動での CO<sub>2</sub>削減



**持続可能な生産と消費を確保する**  
▶ 地産地消の推進  
▶ 廃棄物の発生防止と削減



**生物多様性を維持し  
生態系サービスを楽しむ**  
▶ 自然資源の保全・活用と魅力発信  
▶ 豊かな生態系の維持

成果指標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
市内総生産額*の増加 (現状値 300,165 百万円を 100)	現状値を 100	110 (10%増)
地域資源 (守谷野鳥のみち、 守谷駅前イベント等) の入込客数	225,173 人 (令和元年度※)	247,690 人

※令和 2 年度はコロナ禍の影響で数値が激減したため令和元年度を現状値とする。

現 状 と 課 題

- 農地中間管理事業\*により担い手への農地の集積・集約を推進し、農用地の有効活用及び農業の生産性向上、農業経営の効率化を図る必要があります。さらに、生産性を高め安定した収入確保には、ICT や IoT 技術を活用したスマート農業\*を推進することが重要です。
- 農地は、農産物の生産機能以外に、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を有しているため、農地の保全と有効的活用が重要です。
- 農業の担い手が減少傾向にあることから、次世代の担い手を確保するために、農業機械等の初期投資や安定した農業収入を支援する施策、新規就農者への技術サポートと経営支援を充実していく必要があります。さらに、都市型農業\*による地場農産物の地域内循環 (地産地消) を推進し、農業生産の活性化を図るとともに、安全安心で新鮮な食材の持続可能な需給を形成する必要があります。
- 依然として軽減しない鳥獣による農作物の被害を防ぐため、令和 3 年度から鳥獣被害対策実施隊\*を結成し、有害鳥獣の捕獲強化を図っています。今後も県や関係機関と連携・協力し、農業被害の軽減・防止対策を推進する必要があります。
- 中小企業事業資金融資あっ旋事業により市内企業者の金融の円滑化を図り、市内事業者の事業継続を下支えし、雇用確保・創出を図っていく必要があります。
- 自然災害等への備えといち早い復旧を支援するため「中小企業強靱化法」に基づき、小規模事業者の「事業継続力強化」の取組を商工会と市が共同で支援していくことが必要です。

主管課	関係課
経済課	—

- 小規模企業は、市内の雇用や地域経済を支えています。経済のグローバル化、少子高齢化、働き方改革等の環境の変化により、厳しい経営環境にあります。小規模企業の持続的な発展が地域経済の活性化、市民生活の向上等に寄与することから、本市は商工会や地域金融機関などと連携・協力を推進し、小規模企業を継続的に支援する必要があります。その基本理念や役割を明確にするための小規模企業の振興に関する条例等の制定の必要があります。また、商工会は、本市の商工行政の一翼を担っているため、より一層の協力体制の強化を図り、支援する必要があります。
- 働き方の多様化が急速に進んだことから、テレワーク、時差出勤などの制度の導入・活用を促進し、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>社会の展開を推進していく必要があります。
- 守谷駅周辺における都市機能誘導区域の低未利用地等に商業施設を誘導し、守谷駅周辺の活気を図る必要があります。令和4年度にオープンする守谷駅東口市有地における商業施設の立地やオープンスペースの活用による、新たな賑わいの創出を図る必要があります。
- （仮称）新守谷駅周辺土地地区画整理事業や（仮称）守谷 SA スマート IC 周辺土地地区画整理事業の整備を強力に推進して、未来に向かって賑わいが創出されるよう、有効的な土地利用を検討していく必要があります。
- 貴重な地域資源である守谷野鳥のみち・守谷城址は、守谷市観光協会を中心に整備・保全に努めています。都心近接という地の利を生かし、地域の資源を活用し、集客人口を増加させ、活気あるまちを目指すことが必要です。

## 実現のための取組

### 1 農業の支援

- 農地の有効活用
- 農業の担い手の育成・確保
- スマート農業の推進
- 6次産業化<sup>\*</sup>の推進
- 地産地消の推進
- 持続可能な都市型農業の推進
- 農地の多面的機能の保全
- 有害鳥獣の捕獲強化と推進

### 2 商工業の発展

- 小規模企業の支援
- 地域商業の充実
- 市内商業活性化の推進
- 新たな産業拠点の創出と誘導
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- デジタル化の推進

### 3 地域資源の有効的な活用

- 守谷駅前での賑わいの充実
- イベントによる交流人口の増加
- グリーンインフラ<sup>\*</sup>の推進
- 野鳥のみちの保全と発信
- 地域資源の積極的な情報発信
- 持続可能な自然環境の活用

## 役 割 分 担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元農産物の消費に理解を深めます。</li> <li>● プライベートの充実と働きがいと両立します。</li> <li>● 賑わいと活気を生むまちの取組に参加し協力します。</li> <li>● 大切な地域資源に誇りを持ち、見守っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地の持つ多面的機能の維持・保全に努めます。</li> <li>● 多様な働き方を実現するための環境整備を推進します。</li> <li>● 商業の活性化を図り、賑わいを創出します。</li> <li>● 地域資源の創出と充実を目指し様々な取組を支援します。</li> </ul>

## 個 別 計 画

- 守谷市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針
- 農業農村整備事業管理計画
- 農業振興地域整備計画
- 守谷市農業基本構想
- 守谷市人・農地プラン
- 守谷市鳥獣被害防止計画
- 守谷市創業支援計画
- 先端設備導入計画に係る導入促進基本計画